

議案第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

目次

第1編 関係条例の一部改正（第1条―第7条）

第2編 経過措置

第1章 通則（第8条・第9条）

第2章 太宰府市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置（第10条）

附則

第1編 関係条例の一部改正

（太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第1条 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例159号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正）

第2条 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和40年条例第181号）の一部を次のように改める。

第4条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に、「終る」を「終わる」に改める。

（太宰府市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 太宰府市職員の給与に関する条例（昭和42年条例第212号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号、第22条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（太宰府市ラブホテル類似施設建築規制条例の一部改正）

第4条 太宰府市ラブホテル類似施設建築規制条例（昭和58年条例第29号）を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第4条中「（平成9年条例第4号）」を削る。

(太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第7条 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 太宰府市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置

第10条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の太宰府市職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。